

① 新型コロナウイルス感染症関連情報(9月12日現在)

問 健康医療政策課 感染症対策室(地域医療センターかさま内) TEL 0296-77-9145

全国的に新型コロナウイルス感染症患者数が増加し高い数値で推移しています。市民の皆さんには、引き続き必要な場面でのマスク着用、手洗い、手指消毒、3密(密接・密集・密閉)の回避、換気など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の発生届の見直しについて

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、医療機関から保健所(笠間市の場合は県中央保健所)に発生届が提出され、保健所による健康観察が始まります。県では、発熱外来や保健所業務のひっ迫を緩和するため、9月2日から当面の間、発生届の提出を重症化リスクのある方に限定することになりました。

発生届の対象者	次のいずれかに該当する方
	・65歳以上の方
	・入院を要する方
	・妊婦の方
	・重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方
	・重症化リスクがあり、かつ新型コロナにより新たに酸素投与が必要な方

このことにより、発生届の対象となる方については、従来どおり保健所からの健康管理が行われますが、発生届の対象外となる低リスクの方については、保健所からの連絡は入らなくなり、ご自身で健康観察を行うことになりました。

県では安心して自宅での療養が行えるよう、新たに「陽性者相談センター」を設置しました。療養中に体調がすぐれない場合や心配な症状がある場合は、以下にご相談ください。

日中	・診断を受けた医療機関 ・県「陽性者相談センター」 TEL 029-301-4269 【午前8時30分～午後5時15分】 ・県中央保健所 TEL 029-241-0100 【午前8時30分～午後5時15分】
夜間	夜間緊急電話 TEL 029-301-5380 【午後5時15分～午前8時30分】 ※緊急相談のため、体調悪化時以外には対応できません。

※詳しくは茨城県ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の見直しについて

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間が、9月7日から次のように変更されました。

症状のある方

区分	療養形態	療養期間
変更前	入院 自宅療養 宿泊療養	発症日から10日間を経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合は11日目に療養を解除
変更後	入院	変更なし
	自宅療養 宿泊療養	発症日から7日間を経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目に療養を解除 ※10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底

症状のない方

区分	療養期間
変更前	検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養を解除 ※10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底
変更後	検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養を解除 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目に解除 ※7日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底